

## 報告第7号

### 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年8月25日提出

南房総市長 石 井 裕

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和7年7月29日

南房総市長 石 井 裕

## 和解及び損害賠償の額の決定について

事故による損害賠償について、下記のとおり和解し、損害賠償の額を決定する。

令和7年7月29日

南房総市長 石井 裕

### 記

#### 1 事故の概要

令和7年4月21日午前10時52分頃、南房総市白浜町滝口1475番地において、職務中の市職員が運転する公用車がバックをしている際に、後方確認不足のため、公用車の右後方バンパーと、相手方の自動車の左前方バンパーが接触し、公用車及び相手方の自動車が損傷した。

#### 2 和解の相手方

南房総市内  
個人

#### 3 損害賠償の額

566,728円

#### 4 和解の条件

- (1) 事故の責任割合を市90パーセント、相手方10パーセントとし、市は、相手方損害額629,698円の90パーセントに相当する額566,728円を支払う。
- (2) 相手方は、市損害額138,710円の10パーセントに相当する額13,871円を支払う。
- (3) 市及び相手方は、本件に関し、本件示談のほか、互いに一切の債権債務関係がないことを確認する。